

第3編 融 資 制 度

地域総合整備資金貸付事業
(ふるさと融資)

制度区分 その他融資
所管団体 地域総合整備財団(ふるさと財団)
県担当課 地域政策課 地域振興担当(内線2771)

融資目的

地方公共団体が金融機関などと共同して地域の振興、活性化を図るため、財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の支援を得て、民間事業者等に無利子資金の貸付けを行う。
（地方公共団体が貸付原資を地方債で調達し、民間事業者等に転貸する）

融資内容

〔対象事業〕
地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業で、つぎの項目全てに該当するものである。
(1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
(2) 貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において指定都市を除く市町村にあっては、5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
(3) 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く）が2,500万円以上のもの
(4) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの
ただし、①第三者に売却または分譲することを予定する施設、②風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗特殊営業の用に供される施設は対象外である。

〔対象経費〕
(1) 設備の取得等に係る費用
(2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料等）

〔貸付額・充当率〕

(単位:億円)

地域区分	貸付割合	貸付限度額	
		通常施設	複合施設
通常地域	20%	6.0 (7.5)	9.0(11.2)
過疎地域・ みなし過疎 地域	25%	7.5(9.3)	11.2(14.0)
定住自立圏	25%	9.3	14.0

(注) 1 貸付割合は設備投資のための借入総額に対するふるさと融資の割合
2 貸付限度額における（ ）は地域再生計画認定地域（地域再生支援利子補給金の支援措置）・地域力創造推進地域（「地域力創造対策」に基づき、特に地域経済の活性化を図る必要が必要と認められ、選定された地域）で事業を実施する場合の限度額
3 複合施設は事業が年度を超えて実施される場合であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するものをいう。

平成21年4月1日から平成22年3月31日

融資内容

〔財源措置〕
地方公共団体の貸付原資については、地方債（地域総合整備資金貸付事業債）による調達（充当率100%）が認められ、その借入れに伴う後年度利子負担分に対し75%（用地取得費に係る部分は50%）が、地方交付税措置される。

〔対象団体〕 市町村 → 民間事業者等
（法人格を有する団体とする。第3セクターについても対象者となるが、国及び地方公共団体の出資が100%を占める法人は対象とならない。その他、自ら貸金業を営む金融機関等についても対象外。）

〔貸付期間〕 15年以内（うち据置期間5年以内）

〔その他〕
地方公共団体が事業者から融資の利用を希望する旨の文書を受付する前に着手した案件は、融資の対象とはならないので注意が必要。

〔貸付実績〕

20年度 2件（市町村貸付件数）
19年度 1件（ " ）

〔根拠法令・要綱等〕 地域総合整備資金貸付要綱
地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）仕組み

金融機関

④

地方公共団体

⑤

総務省

②

80%以上

20%以内

①

③

ふるさと財団

民間事業者

① 20%以内の無利子融資
② 80%以上の融資
③ 案件の調査・検討依頼、貸付・償還事務の委託
④ ふるさと融資の保証、貸付原資の供給
⑤ 地方債の枠配分、利子負担の交付税措置
⑥ 制度の運営について連絡・調整

〔事業期間・採択期限〕
事業期間 15年以内（うち据置期間5年以内）
採択期限 特になし

ふるさと創造貸付金

制度区分 県融資
所管省庁
県担当課 市町村課地方債担当（内線2697）

支援目的

市町村等の主体的な地域づくりを促進するため、公共施設の整備事業等に対して低い利率で貸付を行う。

支

〔対象事業〕
緊急性や重要度の高い公共施設などの社会基盤を整備する事業

〔対象経費〕
対象事業に要する経費

〔貸付額・充当額〕

容

	充 当 率	利 率	貸 付 枠	償還期間及び償還方法
特定支援事業	1 0 0 %	財政融資資金利率－1. 0 % （下限を0. 5 %とする）	3 0 億円	5 年（うち据置1 年） 又は 1 2 年（うち据置2 年） 元金均等年賦償還
一般事業	7 5 %	・ 合併市町村及び財政力指数の低い市町村（一部市町村（※）を除く） 財政融資資金利率－1. 0 % （下限を0. 5 %とする）		
		・ 行革努力をしている市町村及び一部市町村（※） 財政融資資金利率－0. 5 % （下限を0. 5 %とする）		
		・ 上記以外の市町村 財政融資資金利率	1 0 億円	

※一部市町村…合併市町村及び財政力指数の低い市町村のうち、行革努力の基準を満たさない市町村の利率は、財政融資資金利率－0. 5 %

特定支援事業
・ 地域づくり提案事業等支援事業
・ 安心・安全まちづくり支援事業
・ 合併市町村支援事業

一般事業
・ 国の交付税措置のない地方債を振り替える事業など

〔対象団体〕
市町村及び一部事務組合

〔予 算 額〕 2 1 年度 6 , 0 0 0 , 0 0 0 千円 、 2 0 年度 6 , 0 0 0 , 0 0 0 千円

〔採択件数・採択例〕
2 1 年度 未定
2 0 年度 1 8 6 件 学校給食センター建設事業（本庄上里学校給食組合）
小学校大規模改造事業（狭山市） 外

〔根拠法令・要綱等〕
埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱
埼玉縣市町村振興事業特別会計

〔事業期間・採択期限〕
事業期間 原則1 年
新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕
国庫補助金
埼玉県ふるさと創造資金 等

埼玉県国民健康保険
広域化等支援基金

制度区分 県融資
所管省庁 厚生労働省 国民健康保険課
県担当課 国保医療課 国保事業担当（内線3353）

支 援 目 的	市町村国民健康保険事業の運営の広域化と財政の安定化を図る。
支 援 内 容	〔対象事業〕 （１）保険財政広域化支援 市町村国民健康保険事業の広域化等（市町村合併、広域連合等）に際し、保険料（税）の平準化等を支援するため、無利子貸付けを行う。 （２）保険財政自立支援 市町村の国民健康保険事業に財政赤字が生じると見込まれる場合について、その財政赤字を一時的に補填するため、無利子貸付けを行う。 〔対象経費〕 広域化等にもなう国民健康保険税平準化等又は財政赤字改善のため必要な額 〔貸付額・充当額〕 （１）保険財政広域化支援 広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込み額の範囲内で知事が認める額 （２）保険財政自立支援 財政不足見込額の３／４の範囲内で知事が認める額 〔対象団体〕 （１）保険財政広域化支援 広域化等を行う市町村 （２）保険財政自立支援 社会経済情勢の急激な変化その他の要因により保険料（税）の収入不足や給付費の増大等が見込まれる市町村
〔予 算 額〕	21年度 12,288千円 20年度 12,838千円 （基金残高：20年度末 1,203,667千円） 〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 0件 〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県国民健康保険広域化等支援基金条例 埼玉県国民健康保険広域化等支援基金運営要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 特になし 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕 なし